

内閣府記者クラブ
厚生労働省記者クラブ
農林水産省記者クラブへ貼り出し

平成18年11月16日
内閣府食品安全委員会事務局

食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集について

標記の件について、別紙のとおり、平成18年11月16日から平成18年12月15日までの間、御意見・情報の募集を行いますのでお知らせします。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局
評価課 蛭田、渥美、乾
電話：03(5251)9142, 9143, 9144

この「プレスリリース版」には、業務の効率化などの観点から、審議結果(案)は添付されていません。食品安全委員会のホームページ掲載の審議結果(案)をご覧ください。

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/> から、「意見募集等」コーナーへ。

(別紙)

食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集

平成18年11月16日
内閣府食品安全委員会事務局評価課

概要

厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められた食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の改正に係る食品健康影響評価(平成 18 年 10 月 31 日厚生労働省発食安第 1031003 号)については、第 166 回(平成 18 年 11 月 2 日)及び第 168 回(平成 18 年 11 月 16 日)食品安全委員会において審議され、その審議結果について広く国民の皆様から御意見・情報を募った上で、食品安全委員会等において検討することとなりました。

つきましては、別添の審議結果(案)について、御意見・情報を募集いたします。また、御意見等については、科学的な根拠となるものや出典等についても併せてお知らせいただければ幸いです(電話による御意見・情報の提供は御遠慮下さい)。

なお、お寄せいただいた御意見・情報に対して個別に回答は致しかねますこと、また、お寄せいただいた御意見・情報については公開させていただきますので、その旨ご了承願います。

意見・情報の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送のいずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください。
【記入事項】

食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集

氏名(法人の場合は会社名/部署名等)

職業

電話番号

住所

御意見・情報

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「添加物の食品健康影響評価」意見募集担当 宛

電子メールの場合: 食品安全委員会ホームページの下記 URL より送信可能です。

<http://www.ijinet.or.jp/cao/shokuhin/opinion-kouteisyo.html>

ファックスの場合: 03-3591-2236

郵送の場合: 〒100-8989 東京都千代田区永田町 2-13-10 プルデンシャルタワー 6階

なお、電子メール、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「食品添加物公定書の改正に

伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集」としていただきますよう、また郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

【締切り】 平成18年12月15日(金) 17:00必着

【提出上の注意】

御提出いただく御意見・情報は、日本語に限らせていただきます。

個人は、氏名・職業・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して下さい。

なお、これらは、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただく場合や御意見・情報がどのような立場からのものかを確認するためにお尋ねしております。

電子メールにより提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。